

新型コロナウイルス感染予防に伴うまなびの郷等の貸館基準

【生涯学習センターまなびの郷、ふるさと歴史館、ふるさと資料館、井田公民館】

◆貸館基準

- ① 参加者（関係者・来館者）が特定できること。
- ② 感染者が発生した場合に濃厚接触者の確認をする必要があるため、参加者全員の氏名や連絡先を記入した名簿を作成すること。
（感染者が発生した際には、紀宝町教育委員会へ名簿の提出をお願いする場合があります。）
- ③ まなびの郷「きらめきホール」に関しては、入場者数が250名以下であること。
- ④ 参加者へ次の注意事項を事前に周知すること。
 - ・ 感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方は参加できない。
 - ・ 発熱や咳等の風邪症状がみられる方は参加できない。
 - ・ 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくようお願いする。
 - ・ 参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りに協力する。
- ⑤ 感染防止対策の徹底を図ること。

◆守っていただきたいこと

- ① ・ **密閉空間**（換気の悪い密閉空間である）
 - ・ **密集場所**（多くの人が密集している）
 - ・ **密接場面**（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（3つの「密」）を回避するため、参加者同士の間隔はできるだけ2mを目安に確保できる対応策を講じること。
- ② 大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が行われないようにすること。
- ③ その他、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）を講じること。

紀宝町教育委員会事務局
教育課 生涯学習室
（令和2年6月19日）